

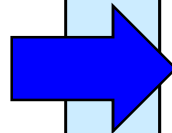
# 受給者証の「指定医療機関」の欄の記載が変更になります

千葉県では、医療受給者証の「指定医療機関」の欄は、申請書に記載された指定医療機関名を4件に限り明記していました。

平成29年11月10日以降に発行される受給者証の指定医療機関の欄について、以下のとおり、個別の医療機関名の記載から、包括的な記載に改めました。

## 【従来の表記】

指定医療機関名
A病院 B診療所 C薬局



## 【新しい表記】

指定医療機関名
難病法に基づき指定された指定医療機関での診療等について医療費助成の対象となります。

**申請の際に記載しなかった指定医療機関での診療等も医療費助成の対象となります。**

→指定医療機関においては、受給者証に指定医療機関名が記載されていない場合であっても公費を適用の上、受給者へ自己負担上限額の範囲での請求をお願いします。

※指定医療機関追加の手続きは、それ以外の変更（加入保険の変更等）や、更新申請に合わせて行って構いません。

## ○受給者証利用の注意点

- 1 受給者証の記載は変更になりましたが、利用方法は今までと同じです。
- 2 受給者証に記載の疾患に関して行われる診療等のみが医療費助成の対象となります。
- 3 指定医療機関以外の医療機関では医療費助成の対象にはなりません。
- 4 指定医療機関である病院・診療所で出された処方箋について特定医療の適用がされていない場合は、薬を処方する薬局が指定医療機関であったとしても、その処方箋は特定医療費の対象となりません。
- 5 平成29年11月9日までに発行された受給者証についても取扱いは上記と同様で、都道府県から指定を受けている医療機関であれば、受給者証に医療機関名が記載されていなくても医療費助成の対象となります

ご不明な点は管轄の保健所または千葉県疾病対策課にお問合せください